

第1章

消防行政はこれでよいのか

1 事故が起きてはじめて……

ホテルニュージャパンや川治温泉プリンスホテルの火災で、多数の人命が失われたことは、まだ記憶に残っていることと思います。ホテルの防火設備や防火体制がととのっていればあんな大惨事にいたらなくて済んだはずです。消防が予防にもっと日常から力を入れていれば、死者を出さないで済むホテルの処置がとれていたかもしれません。

この火災の反省として、1981年（昭和56）5月に自治省消防庁は、**㊤**マーク制度を全国的に行うようにしました。旅館やホテルについては防火設備や防火体制にかかわる24項目の基準をきめ、その基準をすべて満たしていれば、そのホテルや旅館に**㊤**マーク（防火基準適合表示マーク）を交付することになったわけです。最近ではホテル・旅館から範囲をひろげて百貨店、飲食店など公衆が多数集まる建造物も**㊤**マーク制度の対象にしています。あのような惨事とこの制度の発足からは、**㊤**マークのないホテルや旅館は利用客から敬遠されています。**㊤**マーク表示制度は、公衆の出入りする建造物の防火設備のとりつけなどを促進している点で、一歩前進であることに間違いはありません。

しかし、この表示があるからといってホテル・旅館が安全になったといいきれないことはいまでもありません。不幸なことに、その後、山形の蔵王温泉でのホテル火災（1983年2月）は、**㊤**マークが交付されたホテルでの火災で宿泊客の尊い生命が犠牲となりました。この大事故ののち、ようやく一部では、他国の制度のとり入れや施設管理者の防火意識なども含めた総合的防火体制の評価制度などが検討されるようになっていきます。**㊤**マーク制度の改善の検討といい、残念ながら、大事故ののちにはじめられるのです。それ以前から、大事故の危険性については憂慮され、その対策の検討の必要性が指摘されていたわけですが、憂慮された事故が現実には起こらなければ消防行政は現実の施策になってこないことが多いのです。施策が後追いとなっているのです。静岡市の地下街大爆発事故（1980年8月）でもそうでした。その直後に全国地下街の一斉点検の指示が出され、12月になって地下街にガス洩れ警報器の設置が義務づけられましたが、この事故は、ガス産業や商業をとり扱う通産省、消防をとり扱う自治省、市街地建設の建設省などの縄張り意識のタテ割り行政と、自治体の行政上の力のなさがもたらしたものでした。

消防行政の本質は、火災・風水害・地震をはじめとする事故や災害をなるべく予防すること。いざ災害が発生してもその被害を最小限に食い止めることにはなりません。そのための行政施策が十分に検討され、災害が起る前にその施策が具体的に講じられるべきですが、**㊤**マークのことをとってみても、地下街対策をとってみても、後追いになっていることは否めません。

昭和57年7月には、三重県四日市市の生川倉庫で発泡スチロールの原料が自然発火して爆発し、幸い死者は出なかったのですが700メートル余り離れた住宅まで窓ガラスが割れ・被害総数318棟、負傷者24人におよぶ事故が起りました。このことから消防庁は原料保管倉庫に、ガス検知装置、換気装置を設けるなどの指示をすることになりました。大事故が起らないうちに対策を講じなければならないことは、

防火基準適合表示要綱表示基準の点検項目

点検項目		該当の有無	判定
防火管理等	防火管理者	有・無	適・不適
	消防計画	有・無	適・不適
	避難訓練	有・無	適・不適
	共同防火管理協議事項	有・無	適・不適
	防火避難施設等	有・無	適・不適
	指定場所における裸火の使用	有・無	適・不適
	防災対象物品の使用	有・無	適・不適
	消防用設備等の点検報告	有・無	適・不適
消防用設備	消火器	有・無	適・不適
	屋内(外)消火栓設備	有・無	適・不適
	スプリンクラー設備	有・無	適・不適
	自動火災報知設備	有・無	適・不適
	漏電火災警報器	有・無	適・不適
	非常ベル・自動式サイレン	有・無	適・不適
	放送設備	有・無	適・不適
	避難設備	有・無	適・不適
	誘導灯	有・無	適・不適
	危険物施設等	有・無	適・不適
	少量危険物・準危険物・特殊可燃物	有・無	適・不適
	火気使用設備・器具	有・無	適・不適
	電気設備	有・無	適・不適
建築構造等	建築構造	有・無	適・不適
	防火区画	有・無	適・不適
	階段	有・無	適・不適

まだまだあるのではないのでしょうか。

㊦マーク制度について、担当している職員は共通してつぎのような問題点をあげています。第一に、㊦マークは、消防用設備や管理が法規どおりに行われているというのみの表示であって、安全を保障するマークではないのに、市民にはそのように受けとられがちであること。第二に、㊦マークは、1年ごとの更新となっているが、設備の破損・故障・機能低下については1年間チェックのないままに過ぎてしまうので、設備が有効に作用するかどうかは不安であること。第三に、書類審査が主となって、宿泊客の避難誘導訓練や設備の有効な活用についての防火管理者の必要な対応について十分なチェックができないこと。第四に、消防からの是正勧告に対して、改善のための経済的裏付けに、ホテル・旅館などの経営者が苦しむこと。そのために業者からの強い働きかけもあり、基準を満たしていなくても㊦マークを交付しかねないこと。第五に、㊦マーク専門に担当するスタッフがあまりにも少なすぎる

こと。
 第四の経済問題については、国や県の融資制度もありますが不十分な点や業者の負担能力もあって完全ではありません。第二、第三の問題は、第五の問題とかわり合っています。たとえば、特定対象物700件（潜在しているものも含めると1,000件近くになる）を抱えているN市では、5名の係員が設備、危険物、防火管理指導、建築、原因調査、BFC（少年消防クラブ）などの予防業務をそれぞれ分担しており、それだけでも仕事が消化しきれず、翌日、翌々日まわしになってしまいがちで、㊦マーク表示のための対象物の査察や防火訓練、管理者の防火意識向上のための心のこもった指導にまではなかなか行き届きません。N市のように5名で担当しているところはよい方で、予防業務従事の職員が3名に

満たないという中小都市は数多く、なかには1名しか担当者がいない消防も一部事務組合などにはかなりあるのです。㊦マーク制度の充実、改善には、予防業務の中に、㊦マーク専門の係(課)を設置し、そのための必要な予算措置が講ぜられるべきなのです。ホテルや旅館の火災による被害を最小限に食い止めるのには、再度の惨事を待つ必要はありません。国の消防行政が重大事故の後追いにならないような、抜本的な改善が求められているのです。

㊦マーク制度のような国の消防行政全体にかかわる問題ばかりでなく、個々の市町村消防行政でも、災害が起きなければ改善措置がとられない、という事例は少なくありません。E市では1名勤務の出張所があり、前々から、火災の場合本署などから後続部隊が来なければ、タンク車を現場に持って行くだけで十分な活動を展開できない、と指摘されていたのに、そのままになっていました。不幸にして、出張所のすぐそばで火災があり焼死者が出てしまったことから、ようやく2名勤務が実現した、という事例もあります。予測される事態に対して事前の対策をたてておくことが、消防行政にとってもっとも必要なことでしょう。

2 外見は立派、中味は？

近所の消防署に、ポンプ車、タンク車、梯子車、大型化学車、原液搬送車1号、2号、高発泡車1号、2号と計8台の消防車があれば、市民はそれを見てたいへん安心するにちがいません。しかし、11名の人員しかそこに配置されておらずいざというときに、その人員では動かせる車がきわめて少ない(消防力の基準では車1台には5人はぜったい必要)ということまでは知りません。外見的に派手な車輛の購入は行っても、それを扱う人員の問題だけではなく、現場の隊員が必要としている装備品は、「予算がない」ということで10数年も改善されていません(M市)。化学車を購入して4年経っても扱える者は2名のみで他を養成せず、その2名がいなかったら(非番や公休日などで)作動させられない(S市)。1台のポンプ車の出張所に3名の人員配置ということで、国が定めている消防力の基準にもとづいてのポンプ車の作動ははじめからできない(K消防)など、実際の活用ができない外見だけの車輛の配置ということも多いのです。事実、N市では、警防要員9名(内1名は担当司令)の分署で、ポンプ車、タンク車、救助工作車の3台がありますが、最近規模の大きい火災があり、車の第2次出動、第3次出動が必要であったのですが、人員の不足のために3台の有機的な作動さえもできず、被害をそれだけ大きくしてしまいました。

また消火作業に水がなくてはならないことはいまでもありません。河川や湖、沼からの取水もありますが、多くの場合は水道管にとりつけられている消火栓から取水することになります。この水道管の口径が、75mm、100mm、500mmなど大小ありますが、150mm以下の口径であると、1つの水道管から2つ以上取水しても水圧が足りずに消火のための放水ができません。同じ水道管にいくつ消火栓があっても、150mm以下の水道管ならば1つの消火栓しか使えないのです。水道管を太いものに換えるのは、消防の仕事の範囲には入りませんから消防だけで取り替えをすることはできないことはもちろんです。しかし、消防長の中には、県や市民向けの消防年度報告などに、実際には使えない消火栓の数を数に入れて報告するように、担当職員に指示する(H消防)こともあります。防火水槽も、基準に満たないのに、基準

に満ちているものとして報告することもあります。形式だけを整えて中味がともなっていない消防行政のひとつの事例といえます。

化学消火液を使う場合に、取り扱いに失敗すると泡にならず、消火液の役目を果たさないばかりか、現場で消火にあたる人が危険にさらされる場合があります。そのために化学消火液使用の訓練を希望したところ、上層部の方から「液の使用は予算がないからダメ、使用法は説明書をよく読んでおけばよい」といわれ、原液使用の訓練はできませんでした。化学消防車が備えられて特殊火災にも対応できるように外見は整えられていても、いざその活用という時には、このような状態では、非常に心もとないといえるでしょう（U市）。各種消防車両や設備、器具などが備えられていても、それを活用できるだけの人員がいない、技術者がいない、活用するための訓練が行われない、というケースは例が多く、外見の形だけを整えておけば、その中味はどうあってもよいという行政の体質は改められなければなりません。

火災現場で人命救出を主目的とする救助隊員が、救助工作車を使つての訓練を要望したところ、各署に散っている救助隊を集めると、それぞれのところに欠員が生じてしまうこともあって、上層部はそれを拒否して曰く「君たち救助隊員は消火栓と同じだよ。そこに消火栓があるから住民は安心する。救助隊もあるだけで安心するんだ」とのこと（U市）。こんな姿勢であつてはなりません。

消防出初式というのが正月に行われ、梯子乗りや梯子上でのアクロバットの演技が披露されます。消防団の行事としてとりくまれています。それなりの費用をかけて派手なお祭り騒ぎをする必要があるかどうか、疑問のあるところです。少なくとも常備消防の職員が行っている実践訓練に必要な訓練とは異質のものであり、常備消防の職員全員が参加を強制されるべき性格のものではありません。

大地震災害対策を確立するために、国土庁からの指示で、各市町村あるいは地域単位で、防災会議が、国の出先機関、都道府県の関係機関、防災に関係ある公共機関（警察、消防、電話局、ガス会社、国鉄、私鉄の駅、医師会など）の代表および学識経験者が首長の任命によって集められ、年に1～2度開かれています。市町村防災計画の文書らしきものはそれなりに作成され、審議されているわけですが、災害対策の中心的任務を担うはずの消防職員には、その計画の提示もなければ、日常的な指示もなされていない実態です（K市）。防災知識の普及、初期消火対策、安全な避難路と避難地の確保、市街地構造や建造物・地盤の調査・掌握と対策の確立、救急救助活動、災害時の飲料水・食料の確保など計画の策定にあたっては、消防が具体的に提起し、日常から備えなければならない部分がほとんどです。市町村の広報に計画の一部を掲載したり、住民参加の訓練を形式的にのみ行っているだけでは、いざという時の役に立ちません。防災会議の開催や抽象的な机上の計画文書ではなく、住民参加と消防職員参加による大地震対策が必要でしょう。

3 何のための救助技術大会か

救助技術大会（レンジャー大会）が毎年1回各県大会、ブロック大会、全国大会というように開かれます。人命救助の技術を向上させることが目的だといわれています。競われる技術種目は、梯子登はん、ロープ登はん、応用登はん、ロープ渡過、ロープブリッジ救出、ほふく救出、高所人命救出、引揚救出、

障害突破の9種目ですが、ここで競われる技術がそれぞれの地域で火災などに際しての実際に役立つものでしょうか。この大会に「優秀な」成績をおさめていた救助隊を擁するK市でのデパート火災において、人命救助の成果をほとんど発揮することができませんでした。高い建造物がほとんどない地域においても高所救助訓練などが行われます（I地区）。大会の技術種目が全国一律の9種目ですから、この大会に参加するには、地域に即した他の必要な技術や仕事を放置しても、これらの技術修得に力点がおかれてしまいます。

また、全国大会までであるために、全国スポーツ大会と同様に県予選、ブロック予選を勝ち抜くことが参加者に求められてくるわけです。「競う」内容は、その定められた種目をどれだけ早くこなせるか、というタイムレースに重きがおかれることになり、実際の火災現場における救助を想定しての技術ということになってはおりません。とくに短いタイムを求めるので、訓練中の事故も多く発生しております。しかし、この大会に優秀な成練をあげることが、その消防の救助技術の「優秀さ」の証明であり、県大会からブロック大会、ブロック大会から全国大会へと進むことがその消防にとっての名誉ということになりますから、ほとんどの消防では、この大会に参加するために、大会前の一定期間からは、特別な訓練が救助隊によって行われるのです。しかもその救助隊が日常置かれていない中小規模の消防では、そのためにわざわざ救助隊が職員の中から臨時に編成されて訓練ということになるのです。ただでさえ人員不足に悩む職場の中から、何人かが任命されて、救助隊が急造されるのですから、任命されたものも、残されたものも大変ですし、消防体制はいっそう手薄になってしまうわけです。ロープ登はんの訓練を見学していた小学生が「かっこいい。だけど火事の時誰があんなところまでロープをかけるのかなあ？」と質問されて消防職員は返答に窮してしまいました。「梯子車は何のためにあるのかなあ」と囁いている声もその職員の耳に入りました（K市）。

この救助技術大会の主催者は、消防長会や消防協会ですが、費用のほとんどは船舶振興会からの寄付でまかなわれており、消防行政上必要な大会であるかどうか、疑問があるものですが消防長会などへの顔向けもあって、なかば公的なものとしてほとんどの消防が参加を半強制的にさせられるようになっていきます。乏しい各消防本部の消防財政と人員不足の中からも、大会参加や訓練に必要な出張旅費や時間外手当などの費用の捻出が行われ、参加する隊員に非番・公休日の訓練参加や、手袋や弁当などの自己負担が必要となることさえあるのです。

このように救助技術大会は、救助技術の向上、地域実情に沿い実践に役立つ救助技術の習得、開発とは異って、形式のみを重視する消防行政の悪しき一面を象徴的にあらわしているものといえるようです。

4 不足する人員

国の定める消防力の基準によれば、ポンプ車1台に5人乗車、救急車1台に3人乗車となっています。それだけの人員がいなければ、それぞれの機能が果せないはずなのです。F市の場合、消防車3台-15名、救急車1台-3名、通信員1名、消防司令等1名で20名は常時確保されていなければならないのに、7~10名しか確保されず、火災出動でも1台しか出動できません。そして、消防隊員と救急隊員の兼務のため、救急出動があった場合は、火災出動に備えて非番者を招集しなければなりません。S市では、

1 当務の人員が 8 名で、常時確保しておかなければならない人員も 8 名（1 名の余裕もない），もし休暇者や出張者が出ると、非番者が代替勤務しなければならず、休暇はよほどでないかぎりとれません。その上、常置されている消防車 3 台、救急車 2 台を稼働させることは 8 名ではまったく無理な状態です。ポンプ車が 3 人乗車で出動しなければならぬ状態が普通となっているところはきわめて多数です。

「火災です。ポンプ車に乗りました。梯子車が必要ですが動かす人がいません」という報告をしなければならぬ（U 市）状態にもなります。事実、動かす人がおらず、梯子車の現場への到着が遅れたために、団地の 5 階のベランダで火の中を助けを求めている子供をみすみす見殺しにしてしまう悲惨な事故も K 市で起りました。また、救急隊の出動中に火災が発生すると 1 名でタンク車を動かさなければならず、応援部隊が到着するまでは消火に着手できないことだってあるのです（I 消防）。

＜消防力の基準＞ 救急自動車の配置基準

人口15万以下	3台(5万/1台)
人口15万以上	15万まで3台、15万以上7万ごとに1台を加える

＜消防力の基準＞ 人員の基準

消防ポンプ自動車	1台につき	5人
手引動力ポンプ	〃	5人
小型動力ポンプ	〃	4人
はしご自動車	〃	5人
化学消防車	〃	5人
救急自動車	〃	3人

＜消防力の基準＞ 火災予防に従事する職員数の算定基準

市町村の態容	職員数算定基準
第1種 農業人口が全体の30パーセント以下、工業人口が全人口の30パーセント以下、サービス業人口が全人口の10パーセント以下の市町村	$(人口 \times 14 / 100,000) \times 100 / 100$
第2種 県庁所在地	(同上) $\times 110 / 100$
第3種 特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に規定する指定都市	(同上) $\times 130 / 100$
第4種 工業人口が全人口の30パーセントを超える市町村	(同上) $\times 130 / 100$
第5種 サービス業人口が全人口の10パーセントを超える市町村	(同上) $\times 150 / 100$
第6種 農業人口が全人口の30パーセントを超える市町村	(同上) $\times 90 / 100$

備考 当該市町村が2以上の態容に該当するときは、該当する態容に係る補正係数のうち、最大のものをもって当該市町村の補正係数とする。

人命救助を主目的とする救助隊も名目だけは決められていても、警防隊と兼務であったり、その応援の方に手をとられて、災害現場で救助隊としての活動ができるということはほとんどない（N市、E市）状態です。火災現場で隊員が不慮の動作で重傷を負う事故が生じたことがあります。十分な（基準どおりの）人員がおれば現場での状況判断が可能であり、事故は起らなかったであろう事例（D市）もあるのです。

<消防力の基準>

市街地に置く消防署所の数（分割地域に係る署所の数）および消防ポンプ自動車の配置基準

市街地の人口（分割地域に係る人口） （単位：万人）	署所の数		消防ポンプ自動車の数			
	年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの	年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの		年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの	
			配置する数	署所の管理する数	配置する数	署所の管理する数
1	1	1	3	2	4	2
3	1	2	6	4	7	4
5	2	3	7	5	10	6
7	3	3	9	6	11	7
10	3	4	12	7	14	9
20	6	8	20	11	24	15
30	9	11	26	16	36	22

備考① 市街地の人口（分割地域に係る人口）については、当該人口の万未満の端数を四捨五入して得る数による。

② 積雪寒冷地については、別に定めてある。

③ 人口30万以上の市街地は30万以下の2以上の地域に分割して合算して得た数とする。

S市の消防力の基準及び現有消防力（消防車両等）

計			ポンプ車			はしご車			化学車			救急車			その他基準1 現有2
基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	
台	台	%	台	台	%	台	台	%	台	台	%	台	台	%	
20	12	60	11	5	45	2	1	50	2	1	50	4	3	75	

S市における消防力の基準及び現有消防力（人員等）

署所数			人員(計)			警防要員			救急要員			予防要員			その他 24名および梯子車要員 (82年1月1日採用予定)
基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	
		%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	
5	3	60	271	158	58	202	104	51	30	18	60	39	12	30	

(1981. 8. 1現在)

消防は、人間が大きな役割を果たす仕事ですが、慢性的な人員不足が実態なのです。

5 財政の不足

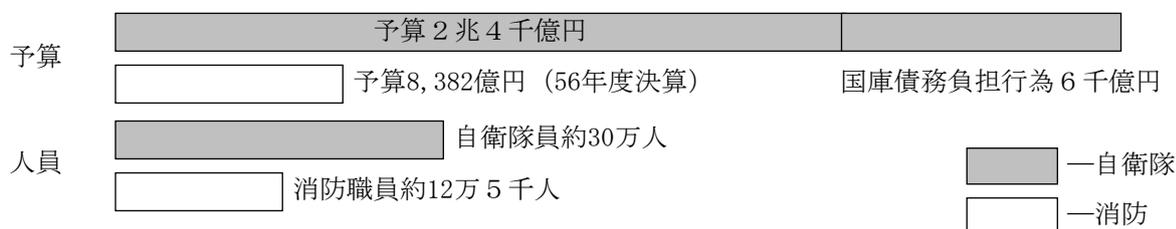
消防力の基準よりもはるかに低い人員で苦闘しなければならないのは、財政に起因しているところも大です。M市の場合、一般会計17億6,000万円のうち消防会計はわずか3.8%で、交付税の基準財政需要額で見込まれる総額の70%弱にしかなっていません。交付税は自治体の固有の財源ですから、短絡的に基準需要額だけ使えということにはならないにしても、M市において消防財政はきりつめられているということはいえるでしょう。「消防力の基準」は車輛27台と定められておりますが、28台現有し、それに必要な人員は405名に対して245名（充足率60.4%）の現有にしかすぎません。全国平均は、別表のごとく、消防費の一般会計に占める比率は3.3%ですから3.8%のM市の場合はよい方です。このように全国的に財政不足は否めないのです。

化学消火液が高価なことを理由に、訓練には使えない事例を報告しましたが、訓練のみでなく、本来、市町村の費用で負担すべき消火液の購入費を、工場に負担させて工場に備えさせておくことになっているため、それを用意していなかったある化学工場が全焼し類焼にまで及んだこと（R市）さえあるのです。雪国では、冬にノードアの消防車に乗って現場で職員が活動できるはずはありませんが、いまだに財政不足を理由にドア付の消防車を購入しないでいる消防もあるのです（S市、O市）。予防のための諸行事を計画して市民に呼びかけることをよく行いますが、その際、こまかい費用は担当者の自費を持ち出さなければならないこともあります（M市）。

普通会計決算額と消防費決算額との比較

年度	普通会計決算額 (百万円) (A)	消防費決算額 (百万円) (B)	(B) / (A) × 100 (%)
53年度	19,405,350	647,321	3.3
54 〃	21,481,773	711,706	3.3
55 〃	23,684,581	778,356	3.3
56 〃	25,424,133	838,190	3.3

消防と自衛隊の予算・人員比較



「消防力の基準」は、必要最低限の各市町村が備えるべき消防力を国が定めたものであり、そのための必要な財源を、地方行財政制度（交付税）の中で国は各市町村に保障すべきであります。しかし、交付税の積算基礎は、消防力の基準を下回る基準となっており、各市町村の消防財政はさらにそれを下回っているのです。それでも、市民の安全と生命を守るために、消防は努力しています。

ちなみに、「国を守る」自衛隊には、年間2兆4,000億円、その他に国庫債務負担行為約6,000億円

(56年度)の予算が投入され、30万人の人間がそれに従事しています。この自衛隊が憲法に違反しているかどうか、本当に「国を守っている」のかどうかは、さておくとしても、現実に具体的に人の生命、安全、財産を災害から守っている消防は、全国総計しても8,382億円(56年度決算)、12万5,000人の常備職員しかいないのです。この大きな隔たりを注目しておくべきではないでしょうか。

6 問題のありすぎる組合消防

914消防のうち、組合消防(広域一部事務組合による消防)は435あります。昭和40年代後半から、自治省指導によって広域市町村圏の指定が行われ、市町村行政の広域化が財政上の促進措置をともなって、清掃、病院などの広域行政化政策が進められ、消防は常備消防促進の必要性和相まってその広域化の中心部門となりました。他の行政部門での一部事務組合方式と同様に消防組合についても、本来、市町村がそれぞれ行うべき行政を、いくつかの市町村で共同して行うという方式は、市町村それぞれの行政責任が放棄され、行政対象地域が広くなりすぎ、行政サービスの地域による濃淡の格差が大きくなり、構成市町村の財政分担意思が消極的となり、さらには組合消防の行政がなおざりになる、無責任、無能な幹部職員が増え、人事管理もでたらめになる、などの問題点が現出しているのが現状です。

組合消防における人員不足、財政問題は、単独消防の場合にくらべていっそう深刻です。T地区消防では、昭和47年に発足してから事務量、出動件数は増加の一途をたどっているにもかかわらず、財政措置が講じられないまま人員は1名も増やされないで今日にきています。A消防でも、従来のA市の単独消防から広域にかわって対象地域面積は10倍近くなったのに人員は10%増にとどまり、各出張所の勤務人員はひどいところで1~2名、それでも従来の署所の人員は減員という状態になっています。K消防では、C町に置かれていた出張所を廃止しようという動きもあり、その手始めに救急車の配置を取り止めようということになりましたが、そのことをC町民はまったく知らされずにいた、ということもありました。そのままであれば、C町民は救急車がそれまでなら5~10分ぐらいで到着したのに、15~30分かかる、という事態になってしまうわけで、ようやく廃止反対の動きも出てきたところです。

K地区消防やT地区消防では、同じ消防に勤務する職員でありながら、身分が、個々の自治体の職員で組合消防へ派遣されているものと、組合消防固有の職員とに分かれ、給与やその他の労働条件でも異なるという事態が生じています。身分の一本化、あるいは労働条件の一本化を求めて組合消防の幹部にかけ合ってみれば「それはK市(T市)の問題だ」といわれ、K市の幹部にかけ合えば「組合消防の問題だ」と双方から責任を回避される始末です。

組合消防の幹部(消防長、次長、署長、総務課長など)には、県や警察からの天下りで責任感に欠ける人間になる場合も多く構成市町村間の利害の衝突の間に立たされてしっかりした行政姿勢がとれず、消防の充実に向けての意欲に欠ける場合がほとんどです。職員の人事管理についても、外見のみをととのえようと威圧的に抑えつけるだけの姿勢をとったり(K消防)、賃金の格付けが基準なしで不均衡であったり、構成市町村職員よりも低位にしてあったり(D消防、G消防、O消防)する場合があります。

組合消防方式については、消防庁次長をした鹿児島重治氏も、「大きな都市と小町村の一部事務組合

では経費の負担をめくり、あるいは職員の採用に関し、また署所の配置について、さまざまな不協和音が発生することも十分予想される。……住民——市町村——一部事務組合という結びつきになるため、どうしても住民あるいは市町村の議会が直接これに関与できない問題が生じる。……極端な場合には、構成市町村が一部事務組合に対してはエゴは主張するが、責任は回避するという弊害が生じる。……広域消防を実施する場合は、その方法を慎重に検討しなければならないのであり、これは従来の国の指導にも責任があると思うが、組合消防一点ばりの考え方には賛成できない。……」 「明日の消防」 = (「近代消防」1983年3月号所収) と述べています。

7 救急業務は板ばさみ

救急車の出動件数は、年々増加の傾向をたどり、1980年には年間200万件を越えました。国民の50人に1人は救急車を利用していることになるのです。119番で市民から救急車出動の要請があれば、ほとんどすべて消防は救急車を出しています。最近では消防救急が設置された当初の対象である火災や交通事故などの屋外や公衆の多数出入する場所での傷病者の搬送から家庭での急病人の搬送、病院から病院への転院搬送などへと対象がひろがっています。1981年をとってみますと、出動件数の約半分(48.9%)は「急病による」もので、21.1%は「交通事故による」ものとなっています。この傾向は年により多少の変動はあっても大きくは変わりません。救急業務は、消防の中でも大きなウエイトを占めるようになってきており、しかも、患者の傷病の性格や症状の的確で迅速な判断と最少限でも必要な応急処置という専門的なものが求められています。大阪大学などいくつかの大学医学部や熱心な医師が中心となって自治省消防庁も後援して救急医学会がつくられ、年に1回、救急医学についての研究成果や討議を行う総会が開かれています。このような動きは、国民のニーズに応える救急医療制度を確立するのに有意義なものといえるでしょう。消防部門からの積極的な参加が望まれるところですが、救助技術大会(レンジャー大会)とちがって、消防部門からの参加は、あまり積極的ではありません。日夜、搬送に携っている消防救急隊員の現場からの問題提起と検討が救急医療制度の充実になくしてはならないことなので、自治省消防庁も名目だけの後援に終らせない真剣な姿勢が必要でしょう。

救急隊員は、患者のニーズがたかまればたかまるほど、患者を医療機関へ搬送する単なる「運び屋」のみであってはならないということを感じてきます。患者の傷病の性格や症状の的確で迅速な判断と応急処置を求められれば求められるほど、それに応しい知識と経験を隊員自身が備えているか、という不安が走ります。1978年に自治省消防庁は、「応急処置の基準」を示すとともに、救急車に乗る隊員の資格制度を制定させることにしました。昨年4月からは、資格をもつ者のみが救急車に乗ることに制定上はなつたのです。その資格は、「所定のカリキュラム135時間の講習を終了した者」ということになっています。制度制定の78年から発足の昨年までの4年間に、ニーズに応える救急隊員の資格を取得しておくように、各消防本部は指示されていたわけですが、恒常的人員不足のため、資格取得の講習を受けべく県消防学校へ入校できる人員数が限定され、有資格者数が救急業務の需要に応えられるだけとは

救急業務講習課目時間一覧表

課 目			時間数			
大	中	細 目	細目	中	大	
救急業務の総論		沿革, 意義, 隊員の責務等	4	4	4	
応急処置に必要な解剖・生理		総論及び身体各部の名称	2	8	8	
		皮膚系骨格及び筋系	1			
		呼吸系及び循環系	2			
		消化系及び泌尿系	1			
		神経系及び感覚系	1			
		生殖系その他の系	1			
応急処置の基礎と実技	観察等	観容・判断及び既往症等の聴取	4	4	42	
		心肺そ生	気道確保	3		17
	異物除去		1			
	人工呼吸		4			
	胸骨圧迫心マッサージ(人工呼吸との併用を含む。)		8			
	酸素吸入		1			
	止血		直接圧迫及び間接圧迫による止血	3		
	被覆及び固定	被覆	3	7		
		副子固定	4			
	保温・体位管理及び搬送等	保温及び体温管理	各種搬送	2		11
			各種搬送	5		
			救出	2		
			車内看護	2		
傷病別応急処置	外傷の応急処置	出血, ショック, 創傷, 頸部外傷, 顔面外傷, 頸部外傷, 胸部外傷, 腹部外傷, 性器外傷, 脊椎(脊髄)	15	15		
		外傷, 四肢外傷及び多発外傷				
	特殊傷病の応急処置	熱傷, 日(熱)射病, 寒冷損傷, 電撃傷, 爆傷, 酸欠, 溺水, 潜函病, 急性中毒, 気道等の異物, 急性放射線障害及び動物による咬傷・刺傷	10	10		
		疾病の応急処置			心発作, 意識障害, けいれん, 高熱, 呼吸困難, 腹痛, 性器出血, 精神障害及び老人・小児の疾患	14
	分娩及び新生児の取扱い	分娩の取扱い	2	4		
		新生児の取扱い	2			
	救急用具・材料の取扱い		救急用器具・材料の操作法	4	7	7
救急用器具・材料の保管・管理			1			
救急用器具・材料の消毒			2			
救急実務及び関係法規		多数傷病者発生事故及び死亡事故の取扱い	2	10	10	
		救急活動の通信システム及びその運用	1			
		救急活動における活動要領及び注意事項	2			
		救急活動の記録	1			
		救急業務の関係機関	1			
		救急業務の関係法規	3			
実地研修・教育効果測定及び行事		医療機関及び現場における実地研修	10	21	21	
		実技試験及び学科試験	7			
		開講式, 閉講式その他の行事	4			
合 計					135	

てもいない、という実情の消防がきわめて多いのです。

消防力の基準で救急車1台に隊員3名が乗車と定められていますが、3名とも有資格者でいつも担当できる場所は、きわめて稀です。3名のうち1名だけが有資格者であったり、2名しか乗車隊員がいなかったり、そのうち有資格者がゼロであったりする消防もかなりあります。救急隊員が警防隊員との兼務ではなく専従しているところは、大都市を除いてはほとんどありません。こんな状態ですから、限られた有資格者に、救急の仕事と責任が集中していますし、形式的な資格制度制定の意味があるかどうかも判らない結果さえ生じています。

また、資格取得に必要な135時間講習についても問題があります。医学にかかわることには、医師や医学の専門家があたることが必要であるにもかかわらず、署内の幹部によって、形式的に135時間の講習を行って資格をつくる（N地区）ことなども行われています。県消防学校の講習には、専門家も配置されていますが、135時間では、プレホスピタルケア（病院前看護）の主役になるべき救急隊員資格に応わしい知識や経験の習得ということにはなりません。所定のカリキュラムは、救急の総論、応急処置の基礎と実技、傷病別応急処置、救急用器材の取扱い、救急実務と法規、実地研修などが盛り込まれていますが、内容一つ一つが重要であり、容易なものでもないため、135時間講習では短かすぎて通り一ぺんにしかならず、おまけに病院などでの実地研修も手薄で、「資格取得」に名実ともに適したものとはとてもいえないものです。このままでは、資格制度は実のともなわない形式にしかすぎず、講習も時間消化にしかすぎず、現在のニーズに応える救急隊員を増やすというよりは、講習終了者をつくって形だけを整える、ということになってしまいかねません。

救急医療の一番大きな問題は、何といても「受け入れ制度」です。トラックにはねられた重傷者を病院に搬送するために救急車が現場にすぐかけつけ、受け入れ病院を探したのですが「医師不在」「専門外」「手術中」「ベッド満床」などの理由で24の病院から拒否され、ようやく国立病院の応諾を得て搬送収容したのですが手遅れで患者の生命が失われてしまった「タライ回し事件」が、千葉県に起ったのは1975年でした。この亡くなった患者の遺族が、国と自治体を相手取って訴訟を起したことがきっかけとなって厚生省はようやく救急医療体制整備に力をいれるようになりました。昭和52年（1977年）度の国の予算で、救急医療対策費が前年度の10億円から66億円に、公的病院特殊診療部門運営費、救急救命医療機器整備費などを入れると27億円から102億円へと一きょに大幅な増額となりました。救急医療対策費は、各市町村において、都道府県や市町村の同対策費としての支出分も加えて救急医療協力費として病院や医院に支払われます（国の支出は全体の3分の1となる）。この協力費の額が救急受け入れに必要な費用をまかなっているかどうかという問題もありますが、私的医療機関は営利目的が先行し、救急医療協力機関となっても「休日・夜間の診療はお断り」などのケースも多く、完全な協力を保障するものになっておらず受け入れ体制不備の実情は、ほとんど解消しておりません。多くの消防からは、夜間診療体制などは無にひとしいという実態が報告されています。

厚生省は、救急医療対策費などの予算措置に加えて、県単位のコンピューターによる救急情報システムの導入・設置を指導しており、いくつかの県では設置されたところもあります。このシステムは・県内の1ヶ所のセンターに、その時点その時点での受け入れ可能な医療機関の情報が集中しており、各消防本部はこのセンターに連絡をとればどこに搬送できるか、すぐに判る筈のものなのです。しかし、実

際には、病院の側がセンターに「受け入れOK」の連絡をしておかなければ、その時点で受け入れ可能という表示にはならないわけですし、また消防の側がセンターから「受け入れ可能」の連絡を受けた医療機関についても、あらためてそこに連絡をとって「OK」の返事を得たのちにはじめて搬送することになります。このシステムが導入されても、医療機関がセンターへの連絡を怠ったりしていれば何もありませんし、ある意味では医療機関の方が事前に受け入れ拒否を事実上していることにもなりかねないのです。救急搬送に必要なのは、受け入れ医療機関の情報ではなく、患者の傷病の内容や重症度に応じて治療を施せるその地域や近隣の医療機関そのものなのです。それには、公的・私的を問わず、すべての医療機関に救急医療の協力を義務化することや、採算のとれない救急医療についての、国や自治体の負担を制度化することなど、抜本的な対策がなければ、第二、第三の「タライ回し」事件が起る危険があるのです。そうでなければ、患者の側からは「早く病院に」と迫られ、医院の側からは「こんな患者は運び込むことはない」とイヤな顔をされるという救急隊員の板ばさみの苦闘は続きます。

「3分救急」という具体的な救急体制の整備目標とはほど遠い、救急車配置の偏在という実態もあり、財政難から救急車を出張所から引き揚げてしまうという措置をとろうとして、住民から廃止反対の運動が起されるという事例もK地区消防でありました。救急についての消防内部での努力とともに、国民全体の立場からも、もっと制度充実のための関心を寄せられることが望まれるのです。